

政令第八十一号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項、第八条の二並びに第二十一条第四項、防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第二十条第三項及び第三十一条第四項、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十条の二第一項第七号、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第六条第二項、同法第十一条の二において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律第十条の三第一項、同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十三条第二項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第二十四条の五、第二十四条の六、第二十七条の四第一項及び別表第二備考（一）の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十九条」を「第九十九条の二」に、「第二百二十二条」を「第二百二十一条」に、「

第二百二十三條―第二百二十五條」を「第二百二十二條―第二百二十四條」に改める。

第八十二條中第九號を第十號とし、第八號の次に次の一號を加える。

九 職員の離職後の就職に関する規制並びに自衛隊法第六十五條の十一第一項、第三項及び第四項の規定による届出に関すること。

第八十四條第四號中「こと」の下に「（人事教育計画課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第一百四條に次の一號を加える。

三 職員の離職後の就職に関する規制並びに自衛隊法第六十五條の十一第一項、第三項及び第四項の規定による届出に関すること。

第一百六條第三號中「こと」の下に「（補任課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第一百四十三條に次の一號を加える。

三 職員の離職後の就職に関する規制並びに自衛隊法第六十五條の十一第一項、第三項及び第四項の規定による届出に関すること。

第一百四十五條第五號中「こと」の下に「（補任課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第七十五条第十二号中「電子装備研究所、先進技術推進センター」を「次世代装備研究所」に改める。

第九十六条中「及び技術振興官」を「、技術振興官一人及び技術連携推進官」に改める。

第九十七条第五号中「こと」の下に「（技術連携推進官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第九十八条第六号中「電子装備研究所、先進技術推進センター」を「次世代装備研究所」に改める。

第九十九条第二号及び第五号中「こと」の下に「（技術連携推進官の所掌に属するものを除く。）」を加え、第二章第二節第二款第四目中同条の次に次の一条を加える。

（技術連携推進官の職務）

第九十九条の二 技術連携推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術に関する研究の連携に関する資料及び情報の収集、整理、分析、管理及び提供に関すること。

二 防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関する契約に関する業務の連絡調整及び当該契約の履行の促進に関すること。

「電子装備研究所

第二百十三条中

を「次世代装備研究所」に改める。

先進技術推進センター」

第二百十四条第一項中「及び先進技術推進センター」を削る。

第二百十五条第一項第一号中「（先進技術推進センターの所掌に属するものを除く。）」を削り、同項に次の三号を加える。

三 理化学器材、衛生資材及び個人装具についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

四 放射線、生物剤及び化学剤に対処するための技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

五 装備品等についての人間工学に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

第二百十六条第一項中「及び先進技術推進センター」を削る。

第二百十七条の見出しを「（次世代装備研究所）」に改め、同条第一項を次のように改める。

次世代装備研究所は、次に掲げる業務をつかさどる。

一 装備品等の研究開発に応用される先進技術に係る考案、調査研究及び試験に関すること（航空装備研究所、陸上装備研究所及び艦艇装備研究所の所掌に属するものを除く。）。

二 前号に掲げるもののほか、通信器材、電波器材、電子計算機、電気器材及び光波器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること（陸上装備研究所の所掌に属するものを除く。）並びに防衛装備庁の所掌事務に関する数理研究に関すること。

三 装備品等についての自衛隊において必要とされる科学的調査研究に関すること。

第二百七条第二項及び第三項中「電子装備研究所」を「次世代装備研究所」に改める。

第二百八条を削る。

第二百九条の見出し中「及び先進技術推進センター」を削り、同条中「電子装備研究所」を「次世代装備研究所」に改め、「又は先進技術推進センターの所掌業務の一部を、先進技術推進センターに研究所」を削り、同条を第二百八条とする。

第二百二十条を第二百十九条とし、第二百二十一条を第二百二十条とし、第二百二十二条を第二百二十一条とし、第三章中第二百二十三条を第二百二十二条とし、第二百二十四条を第二百二十三条とし、第二

百二十五条を第二百二十四条とする。

附則第五項、第六項及び第十四項中「令和三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

(自衛隊法施行令の一部改正)

第二条 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の六中第三十五号を第三十六号とし、第二十六号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 技術連携推進官

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)

第三条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「航空教育集団司令官」の下に「、情報本部長」を加える。

第六条の二十第二項の表三の項中「航空教育集団司令官」を「航空教育集団司令官
情報本部長」に改める。

情報本部長

第十七条の十四第一項中「八千百円」を「八千三百円を超えない範囲内で防衛大臣が定める額」に改める。

第十七条の十五第一項中「七千九百円」を「八千二百円」に改める。

第二十四条第五号中「六月一日に係るものにあつては百分の九十二・五を、十二月一日に係るものにあつては百分の九十七・五をそれぞれ」を「百分の九十五を」に改める。

別表第二に次のように加える。

防衛装備庁	防衛省組織令第八十一条第十号に規定する事務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	一
-------	---	---

「技術振興官

別表第三情報本部の項を削り、同表防衛装備庁内部部局の項中「技術振興官」を

技術連携推進官」

に

改める。

別表第五感染症看護等手当の項の次に次のように加える。

救急救命処置手	医師が乗り組んでいない艦船（診療室そ	業務一日につき二千円
---------	--------------------	------------

当	他の医療が行われる設備を有するものを除く。）又は航空機において、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第一項に規定する救急救命処置を行う業務に従事する救急救命士	
---	---	--

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（教育訓練招集手当に関する経過措置）

2 令和二年四月二十六日以前に実施された予備自衛官補の採用のための試験に合格し、予備自衛官補に採用された者に対する教育訓練招集手当の日額については、第三条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の十五第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正）

3 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を

次のように改正する。

別表第一の四の項第四号中「防衛装備庁電子装備研究所」を「防衛装備庁次世代装備研究所」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。